

NEWS RELEASE

株式会社岡三証券グループ（コード 8609）
上場取引所：東証プライム・名証プレミア

代表者：取締役社長 新芝 宏之
住 所：東京都中央区日本橋室町 2-2-1



2025 年 6 月 26 日

各 位

一人当たり年間最大 1,000,000 円相当の従業員向け 株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、中核子会社である岡三証券株式会社（以下「岡三証券」）の従業員を対象に年間一人当たり最大 100 万円相当の業績連動型譲渡制限付株式報酬制度を新たに導入することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 導入目的

当社は、2025 年 4 月に導入した新人事制度において、役割や成果に応じた報酬体系や夢のある報酬水準の実現に向けて「Pay for Job, Pay for Performance」を強く推進しております。この取り組みを一層加速させていく方針である一方、従業員との長期的な関係構築を本質とする中で、社員一人ひとりの帰属意識および経営参画意識もあわせて向上させることが重要だと考えています。そのため、付加的な報奨施策として、このたびの従業員向け業績連動型譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」）を導入することを決定いたしました。

本制度を通して、従業員と経営者の一体感をより強固にするとともに、株主のみなさまと価値共有を進めることにより、中期経営計画に掲げる成長戦略の実行を加速させ、企業価値の向上につなげてまいります。

2. 本制度の対象者

本制度の対象者は、所定の要件を満たす岡三証券の従業員です。当社は、年齢にとらわれず、役割や成果に応じた報酬体系を推進しており、例えば 2 年目・3 年目の若手社員や 60 歳以上のベテラン社員であっても本制度の対象となります。

3. 本制度の概要

本制度は、所定の要件を満たす岡三証券の従業員に対し、譲渡制限付株式を割り当てるために当社の取締役会決議に基づき金銭債権を付与し、当該金銭債権の全部を現物出資財産として会社に現物出資させることで、対象従業員に当社普通株式を発行又は処分し、これを保有させるものです。

本制度は、従業員の業績に連動する譲渡制限付株式報酬であり、1株当たりの払込金額は、各取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所の当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）といたします。各対象従業員への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定するものとします。

また、本制度による当社普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象従業員との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることといたします。

- ① 対象従業員は、あらかじめ定められた期間（5年間）、本割当契約により割当てを受けた当社普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること
- ③ 当社取締役会においてあらかじめ設定した譲渡制限に関する解除条件の内容等

本制度により対象従業員に割り当てられた株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象従業員が岡三証券に開設する専用口座で管理される予定です。

なお、譲渡制限付株式付与の具体的な時期や金額等の詳細については、今後決定次第お知らせいたします。

以 上

本件に関するお問い合わせは、広報 IR 部（03-3275-8248）までお願いいたします。